

風水害編

第1部 総則

第 1 部 総 則

災害予防のための総合的な治水対策や水防訓練等の充実と併せて、水防対策として、都と市、警察・消防等の役割の明確化、避難勧告等の伝達体制、避難誘導等に係る市の取組みを明らかにする。

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、台風や大雨による浸水被害等の風水害に対応するため、河川整備をはじめ雨水流出抑制施設の整備等、総合的な治水対策の推進及び防災訓練の充実、防災知識の普及等の予防対策、情報の収集・伝達、避難、水防、救助・救急、その他の応急対策並びに災害復旧に関する事項を定め、市をはじめとする各防災機関がその有する全機能を発揮し、市民の生命、身体及び財産を風水害から守ることを目的とする。

第 2 節 計画の目標

震災編第 1 部第 1 章第 2 節「計画の目標」を準用する。

第 3 節 計画の修正

震災編第 1 部第 1 章第 4 節「計画の修正」を準用する。

第 4 節 計画の習熟

震災編第 1 部第 1 章第 5 節「計画の習熟」を準用する。

第 2 章 防災機関及び市民・事業所の役割

震災編第 1 部第 2 章「防災機関及び市民・事業所の役割」を準用する。

第3章 気象条件等

第1節 気象条件及び被害履歴

本市における気温、年降水量の観測値は以下のとおりである。近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等に配慮する必要がある。

年次	気 温 ()			降 水 量 (mm)
	最 高 極	最 低 極	平 均	
14	39.4	-9.4	15.0	1,523.5
15	36.8	-7.2	14.8	1,644.0
16	39.2	-5.8	16.3	1,612.3
17	38.2	-7.1	15.7	1,327.8
18	38.3	-6.4	16.1	1,826.4

出典：統計にしようきょう

既往風水害としては、狩野川台風（1958年（昭和33年）9月）での新川及び石神井川流域、1965年（昭和40年）9月台風17号の石神井川流域での浸水被害があげられ、その後、床上浸水に至った被害は2～3年に1回の頻度で発生している。

なお、西東京市になってからの主な被害は以下のとおりである。

【近年の主な風水害履歴】

年 月 日	被 害 状 況	備 考
H16.10.9	床下浸水 87 棟	台風 22 号
H18.9.11	床上浸水 10 棟、床下浸水 25 棟	集中豪雨

第 2 節 河川等の概要

1 河川

市には北に白子川、中央部に新川（白子川の支流）及び田柄川、南部には小平市御幸町に源を発し、荒川に注ぐ石神井川（一級河川）が流れている。これまで河川沿いの低地や窪地等で、排水不良による浸水被害が繰り返されてきた。しかし、近年は時間雨量 30mm 対応の河川改修が完了した石神井川沿いで浸水被害が減少するなど、整備効果が現れてきている。その反面、市街化が進むにつれて遊水機能を持っていた田畑等が減少し、替わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、豪雨時に多量の雨水が一気に下水道へ流れ込み、排水能力を超えた下水道管から雨水が路上にあふれ出るなど、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。

雨水整備は、汚水整備に比べて管渠断面が大きく、事業費も膨大となるため、放水先の時間雨量 50mm 対応の河川改修工事も遅れているのが現状で、放流先の河川改修の早期実現が望まれる。

2 下水道等

市の公共下水道事業は、都が行う荒川右岸東京流域下水道の流域関連公共下水道として、分流式で計画されている。当初の事業認可に都市計画変更を重ね、市内全域を事業認可区域とした。その面積は 1,585ha となっている。

汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。

なお、事業認可面積 1,585ha のうち、平成 18 年 3 月 31 日現在、整備面積 1,584.79ha で、整備率 99.9%となっている。

雨水については、石神井川水系及び白子川水系に分かれており、一部事業に着手しているものの、全体としては放流先河川の整備状況を見ながら計画的に管渠の整備推進に努めている。また、大雨による浸水・洪水被害を緩和するため雨水浸透施設設置費用の一部の助成（敷地面積 500 平方メートル未満の個人住宅）するとともに、雨水溢水対策事業として道路を掘削して、一時的に雨水を溜めるボックスカルバートの敷設を進めている。

第3節 被害想定

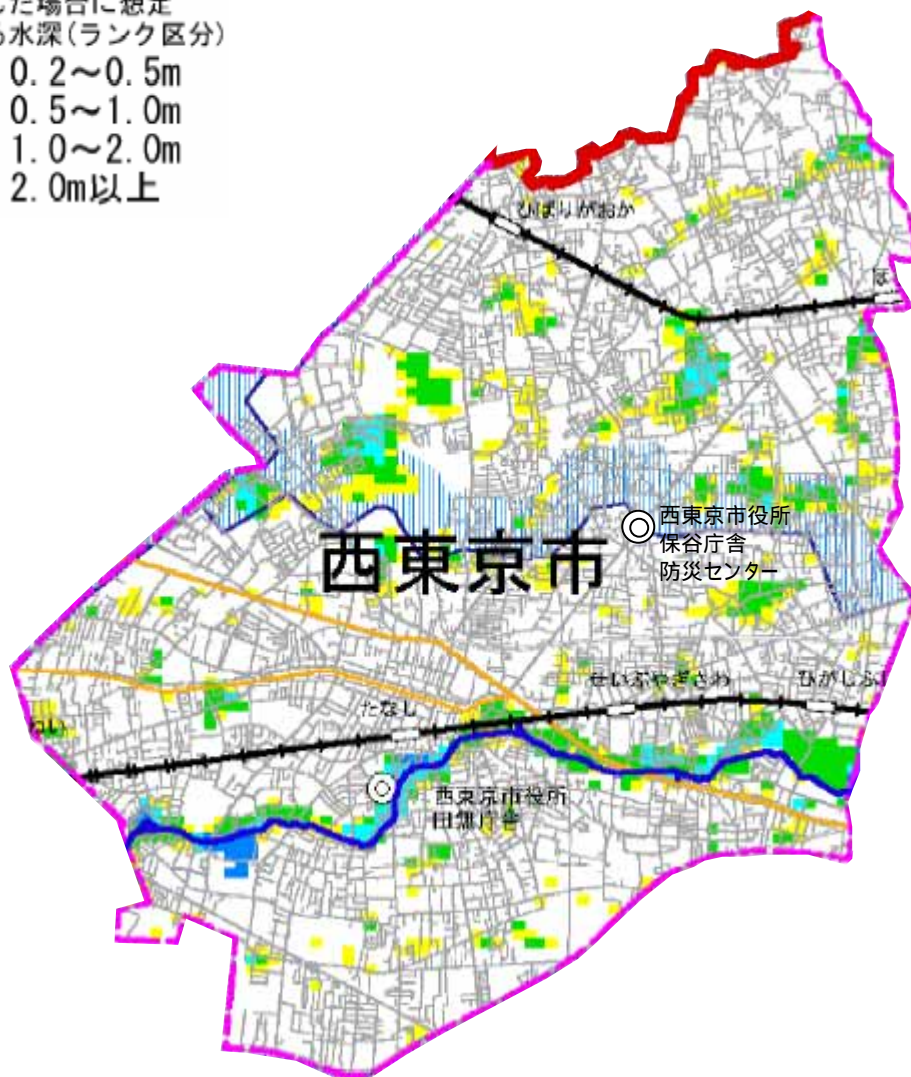
本市の区域においては、平成12年9月東海豪雨の降雨量から「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」(平成15年5月15日作成)が作成されており、浸水深が2m以上に達する区域もある。

【石神井川及び白子川流域浸水予想区域図】

— 凡 例 —

浸水した場合に想定される水深(ランク区分)

- 0.2~0.5m
- 0.5~1.0m
- 1.0~2.0m
- 2.0m以上



作成：東京都都市型水害対策連絡会
作成年月日：平成15年5月15日作成
対象とした降雨：平成12年9月東海豪雨
(総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm)

第 2 部 災害予防計画

第 2 部 災害予防計画

都と連携しながら、総合的な治水対策として、ハード面では治水施設（河川・下水道）及び雨水流出抑制施設（調整池等）の整備を進め、ソフト面では都水防総合情報システム等の活用及び広報の充実を図る。

なお、本計画に特に記載する以外の事項は震災編第 2 部「災害予防計画」を準用する。

第 1 章 水害予防対策

第 1 節 水害に強いまちづくり

水害に対する安全性を確保するため、河川改修をはじめ、遊水池の設置、下水道の建設及び整備拡充等の対応策を進める。併せて、流域全体として河川への雨水流出を押さえていくため、調整池の設置や流域での雨水貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等、総合的な治水対策を進める。

1 水害の防止

施策	内容	担当
河川改修	関係機関と協力し、河川整備計画に基づいた改修整備を促進する。	北多摩南部建設事務所・下水道課
	河川の変化による出水の危険については、都に対処を要請する。	
河川施設等の点検・整備	各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。	

2 総合治水対策の推進

施策	内容	担当
下水道及び雨水溢水対策事業の促進	市及び都は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努める。併せて、河川への集中的な流出の抑制、溢水防止のため雨水貯留・浸透方式の改善、雨水溢水対策事業を促進する。	北多摩南部建設事務所・都下水道局・下水道課・都市計画課

雨水流出抑制対策	流域での保水・遊水機能を向上するため、緑地、調節池などの整備を促進する。	北多摩南部建設事務所・都市計画課・みどり公園課
	雨水浸透施設設置助成金交付に係る要綱等による雨水浸透施設の設置促進を図る。	下水道課
地下空間浸水対策	集中豪雨等による冠水のおそれがある箇所について把握し、当該地域での浸水被害を抑制するため情報を提供する。	危機管理室・下水道課・都市計画課

第2節 応急活動への準備

災害の発生に備え、市及び都並びに防災機関は、関係職員に対して訓練及び講習会等を実施し、災害に対する行動力を身につける。併せて、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は協力して市民に対する訓練及び防災思想の普及を図り、常に防災意識の高揚に努める。

1 情報収集・活動体制の強化

施策	内容	担当
雨量計・量水標の点検・整備	各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。	北多摩南部建設事務所、危機管理室
水防倉庫・資機材の整備	水防用資機(器)材の備蓄の充実に努めるとともに、市内の業者と災害時の資機(器)材等の提供について協定を締結するなど、緊急の補給に備え万全の体制を整えておく。	北多摩南部建設事務所・危機管理室
気象及び河川情報システムの活用	広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、都水防災総合情報システム、東京アメッシュなど各種情報の活用を努める。	危機管理室

2 想定浸水区域の避難対策

施策	内容	担当
浸水予想区域図の周知	「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」に基づき要避難区域における浸水深、情報伝達や避難方法、避難所等の必要な情報を周知する。	危機管理室
ハザードマップの作成	河川の浸水予想区域及び溢水常習箇所、浸水時の避難先等の情報についてのハザードマップを作成する。	危機管理室・各課

3 訓練等

施策	内容	担当
水防訓練	水防法及び東京都水防計画に基づき、風水害等の災害に際しての水防部隊の合理的運用と水防工法の完全な習熟等、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。	危機管理室、西東京消防署、消防団等

第3部 災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 水防活動体制

洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、河川、道路等に対する水防上必要な活動を定める。

第1節 水防機関の活動

1 活動体制の確立

風水害等の災害が発生するおそれがある場合、市災害対策本部条例及び同施行規則、水防法の定めにより迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

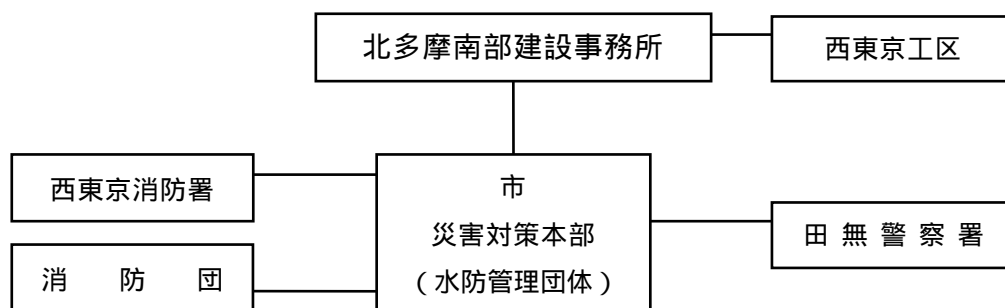
2 情報連絡態勢の確立

台風等気象災害については、気象観測の進歩や情報連絡体制の整備充実により、災害に対し事前に対策を立て、準備することが可能な場合が多い。そのため、気象災害については、事前に情報連絡態勢を取り、情報連絡やパトロール、緊急対応など状況に応じた迅速な対応を取る。

3 災害対策本部の設置

市長は、必要があると認めた場合、災害対策本部を設置し、水防活動を実施する。

【水防機関の構成】



【災害対策本部等の設置基準】

情報連絡態勢	危機管理室長は、次の場合、情報連絡態勢を取る。 大雨又は洪水の警報が発せられたとき。 その他危機管理室長が必要と認めたとき。
災害対策本部の設置	本市に影響が及ぶ水防警報が発せられたとき。 本部長（市長）が暴風雨・洪水等の発生するおそれがあると認めたとき。
災害対策本部の廃止	本部長（市長）は、次の場合、災害対策本部を廃止する。 洪水等のおそれが解消し、水防活動が概ね終了したと認められたとき。

事務局及び各部課の組織は次の活動態勢による。

災害対策本部構成員は「震災編第3部第1章第1節」に準じる。

4 配備基準

警戒の状況及び被害の状況等に応じ、災害対策本部長（市長）は、各配備態勢を発令する。

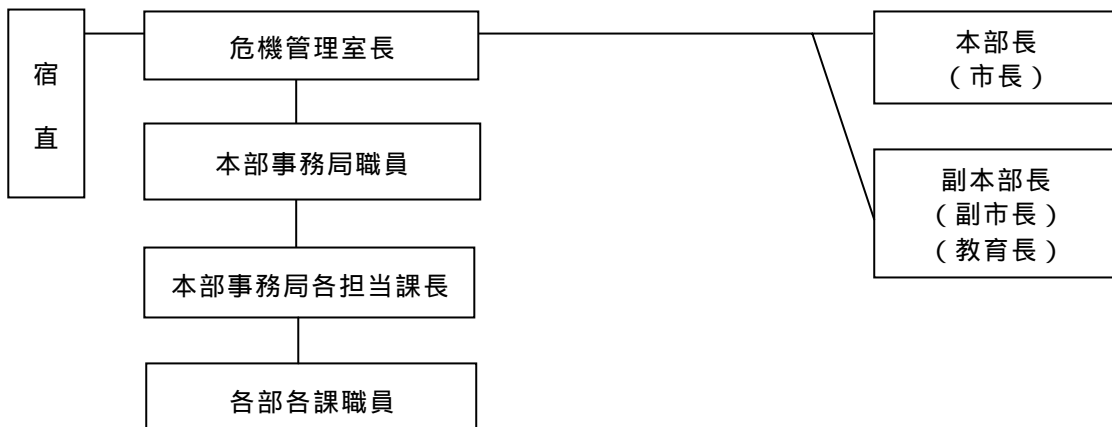
【配備態勢】

種 類	基 準 及 び 内 容	災害対策組織名
情報連絡態勢	気象情報により、情報の収集及び連絡、水防資機材の点検準備を行い水害の発生に対し直ちに水防活動が行える態勢	
非常配備態勢	第1非常配備態勢 水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、水防活動に直ちに対応できる態勢	災害対策本部
	第2非常配備態勢 かなりの水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、水防活動に直ちに対応できる態勢	
	第3非常配備態勢 複数の区域でかなりの水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、水防活動に直ちに対応できる態勢	

【配備人員】

情報連絡態勢	本 部	危機管理室長
	危機管理室職員・都市整備部職員（道路建設課・道路管理課・下水道課）	
第1 非常配備態勢	本 部	災害対策本部員
	危機管理室職員・都市整備部各職員	
第2 非常配備態勢	本 部	災害対策本部員
	危機管理室職員・都市整備部各職員・生活環境部職員（環境保全課・環境ごみ減量推進課・水道課）	
第3 非常配備態勢	本 部	災害対策本部員
	全職員	

【夜間、休日等における職員連絡体制】



5 活動内容

巡視及び監視警戒 (情報連絡態勢)	危機管理室長は、市内の河川等の巡視により、水防上危険であると認めるときは、本部長に報告し必要な措置を求める。 なお、石神井川については、河川管理者である北多摩南部建設事務所に連絡し必要な措置を求める。
準備・出動 (非常配備態勢)	本部長は、次の場合、準備及び出動を命じ、水防機関等に対しても準備及び出動することを要請する。 (1) 準備 都からの水防警報により待機又は準備の警告があったとき。 河川が注意を要する水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予測されたとき。 気象状況等により、水害の発生するおそれがあるとき。 (2) 出動 都からの水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。 水位が警戒すべき水位に達し、危険のおそれがあるとき。 その他水防上必要と認められたとき。
応援	本部長は、水防作業において必要があるとき、都又は他の水防管理者に対し応援を求める。
警戒区域の設定	水防上緊急の必要がある場合、本部長又は西東京消防署長は、警戒区域を設定し、区域内の居住者の退去を命ずる。
居住者の水防義務	水防義務のためやむを得ない必要があるとき、本部長及び西東京消防署長は、その区域内の居住者又は現場にいる者をして作業に従事させる。
警察官の援助	水防のため必要があると認めるとき、本部長は、現場の秩序あるいは保全維持のため、田無警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

6 消防機関の活動

水災発生の危険があるとき、又は発生したとき、次により水防活動を実施する。

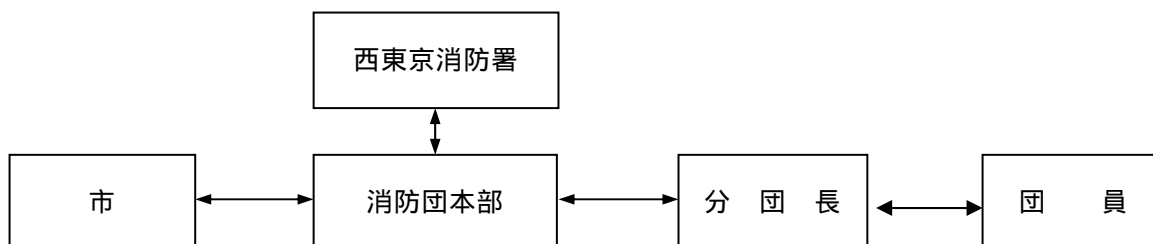
西東京消防署	河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。 水防上緊急の必要がある場所において、消防署員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じることができる。 西東京消防署長は、水防上やむを得ないとき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。 水防管理者からの出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったとき、直ちに出勤し水防作業を行う。 その他、必要な事項は消防機関の水防計画等による。
--------	--

7 消防団の活動

消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り、各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする。

通報	<p>団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合又は水災が発生した場合、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。</p> <p>団本部は、団員からの通報を受けた場合、直ちに水防管理者（市長）及び西東京消防署長に連絡する。</p>
出動の指示	<p>団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき若しくは水災が発生したとき又は分団から通報を受けたとき、水防管理者（市長）及び西東京消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示する。</p> <p>分団長は、分団区域内に水災の発生するおそれがあると認められるとき又は水災が発生したとき、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。</p> <p>出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象情報等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき又は被害が発生したとき、分団長はその被害に応じ、団員を出動させる。</p>
監視及び警戒	<p>気象情報等により分団管轄区域内に水防上危険であると認められるとき、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じる。</p>
水防作業報告	<p>分団長は、分団において水防作業を実施した場合、その経過及び結果について、随時団本部に報告する。</p>

【団本部の指示又は分団の通報等の伝達】



【消防団出動基準】

待機	団員は、自宅に待機し、必要に応じて直に出動できる態勢
準備	水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備・点検等、消防団の出動準備態勢
出動	消防団が被害現場に出動する態勢
解除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢終了の通知

8 決壊時の措置

決壊の通報及びその後の措置	<p>市の区域には大きな河川がなく、堤防決壊等による大規模災害発生危険性は少ないが、これに準ずる事態が発生した場合、本部長（市長）又は西東京消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部（北多摩南部建設事務所）に通報するとともに、関係機関に通報し相互に緊密な連絡を取るものとする。</p> <p>決壊後といえども、本部長及び西東京消防署長は、できる限り被害が拡大しないように努める。</p>
避難立退き	<p>避難の指示</p> <p>洪水により著しい危険が切迫していると認められた場合、水防管理者（市長）及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく田無警察署長にその旨を通知する。</p> <p>立退き</p> <p>田無警察署は、立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、水防管理者と協力して誘導する。また、水防管理者は、田無警察署長及び西東京消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。</p>

第 2 節 避難

災害発生時にあっては、(震災編第 3 部第 1 章「第 8 節 避難」)を、応急復旧期にあっては、(震災編第 3 部第 2 章「第 2 節 避難所の運営」)を準用する。

風水害による災害時の避難勧告・指示の基準は、概ね次の事態に至ったときに発する。

河川が警戒すべき水位を超え、洪水のおそれがあるとき
 河川上流部が水害となり、本市に危険があるとき
 がけ崩れ等により危険が予想されるとき
 事前避難が必要な各種警報が発せられたとき
 その他市民の生命、身体を災害から保護する必要があるとき

1 要避難地区等

【要避難対象地区】

要避難地区は、東京都による浸水予想地区及び市ハザードマップによる浸水地区とし、水勢により拡大又は縮小の措置を講ずる。

【がけ崩れが発生した場合、発生のおそれがある場合の要避難範囲】

急傾斜地危険箇所の被害想定区域を要避難範囲とするが、他の箇所においても危険な場合は避難を呼びかける。 要避難範囲：がけ下 がけの高さ×2倍、がけ上 がけの高さ

2 避難情報の種類

集中豪雨予測時の避難情報については、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、以下の 3 種類の避難情報の伝達を行う。

【集中豪雨等の三類型避難情報】

避難情報の種類	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報(災害時要援護者等に対する避難情報)	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難所への避難行動開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・災害が発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

3 避難の措置

【事前避難】

機関名	内 容
市	災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。
田無警察署	災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の勧告、指導を行い、災害時要援護者等は、自主的に指定された施設に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

【避難の勧告又は指示】

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は田無警察署長及び西東京消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて避難の勧告又は指示を行う。この場合、本部長（市長）は直ちに知事に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。
田無警察署	現場において、著しく危険が切迫しており、本部長（市長）が避難の勧告又は指示を発するいとまがないと認められるとき又は本部長（市長）から要請があった場合、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに本部長（市長）に通報する。

【避難誘導】

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告又は指示をした場合、市は田無警察署及び西東京消防署の協力を得て、なるべく地域又は町会・自治会単位に、避難所に誘導する。 2 この場合、市は避難所に職員を派遣するか、又は避難所の管理責任者と連絡を密にし、連絡内容に間違いが生じないようにする。
田無警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告又は指示が出された場合、市等に協力し、避難所に誘導収容する。 2 誘導経路（誘導距離は、概ね1km程度とする。）については、事前に調査検討し、その安全を確認しておく。 誘導する場合、危険箇所には標示、縄張りなどをするほか、要点に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 3 浸水地においては、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。

	4 避難の勧告・指示に従わない者については極力説得に努め、避難するよう指導する。
西東京消防署	1 避難の勧告又は指示が出された場合、災害の規模、気象状況、災害の拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を関係機関に通報する。 2 上記の避難路等については安全確保に努力する。
教育委員会	災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して児童・生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画作成等の指示を行う。 1 計画の内容を教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し、基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。 2 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、防災機関と連絡を密にし、本計画に即して選定すること。 3 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。 4 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策であること。 5 学年や障害の程度等、児童・生徒の発達段階に配慮したものであること。 6 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。 7 児童・生徒等の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。

4 災害時要援護者対策

市は、避難準備情報を発表する必要がある場合、要避難地区・要避難範囲にある公共施設の閉館措置、社会福祉施設の避難準備への支援、在宅の災害時要援護者への個別対策を実施する。

(1) 社会福祉施設対策

市は、社会福祉施設には直接連絡を取り、施設管理者による事前避難を呼びかけるとともに、施設管理者の要請により、消防機関、介護事業者等の協力を得て、入所者の円滑な避難移送を支援する。

(2) 在宅者対策

市は、介護事業者等の協力を得て、在宅の要援護者に対する個別連絡・訪問を実施し、避難移送を支援するとともに、在留者が多く危険が予測される場合は、避難勧告・指示への切り替えを行い、市民の安全を確保する。

第3節 気象情報

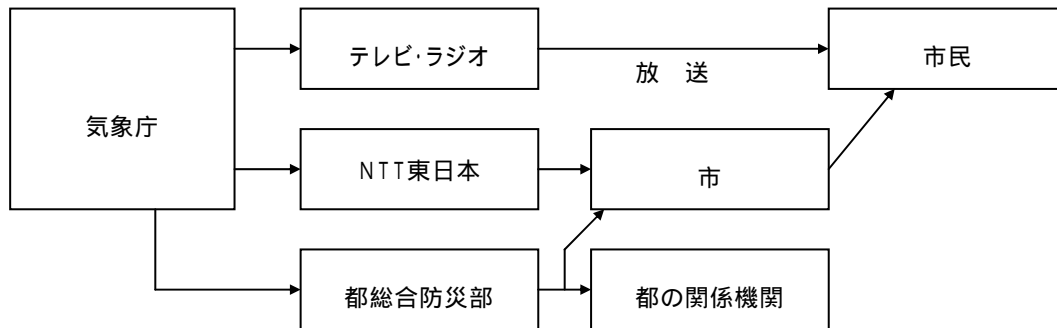
1 予警報等伝達体制の確立

予警報伝達体制を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。また、都災害情報システム等により注意報、警報等の情報が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。当該情報を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者等に通報するとともに、田無警察署及び西東京消防署等の協力を得て、市民に周知する。

2 気象等予警報・情報の発表及び伝達

気象等予警報の発表	本市への気象予警報は、気象庁より多摩北部を対象として発表される。周辺地域の予警報にも留意する。
予警報の取扱	気象等予警報は、都防災行政無線電話、都災害情報システム、一般加入電話等で市に通報される。 市民に対する広報は、放送機関のほか、防災行政無線、エフエム西東京及び(株)ジェイコム関東西東京局等により行う。また、必要に応じ消防団等に通知し出動の準備を要請する。

【気象注意報・警報伝達系統】



【主な注意報・警報の種類・発表基準】

種類	予報区	注意報	警報
強風/風雪(平均風速)	東京地方	13m/s	暴風/暴風雪 25m/s
大雨/洪水	1時間降水量	多摩北部	30mm
	3時間降水量	多摩北部	70mm
	24時間降水量	多摩北部	130mm
大雪(24時間降雪の深さ)	多摩北部	5cm	20cm
雷	東京地方	落雷等により被害が予想される場合	

大雨警報が発表されているときに、記録的な1時間雨量を観測又は解析したときは、「記録的短時間大雨情報」として速報する。東京地方の発表基準雨量は100mm/時間。

3 リアルタイム情報の把握

気象予警報のほか、気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報を入力し、警戒活動に活用する。

提供機関	情報名・システム名	内容
気象庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの10分間毎の雨量の予測(1km四方)
	解析雨量・降水短時間予報	6時間後までの降雨量
国土交通省	川の防災情報、防災情報提供センター	リアルタイムレーダー雨量
東京都	東京都水防災総合情報システム(都建設局河川部)	水位現況図(都市河川のみ) 降雨現況図(東京都が観測するリアルタイム降水量)
	東京アメッシュ(都下水道局)	リアルタイムレーダー雨量

第2章 災害活動体制

第1節 被害状況の把握・報告

災害発生時にあっては、(震災編第3部第1章「第3節 通信体制の確立・情報の収集」)を準用する。

第2節 災害広報・広聴

災害発生時にあっては、(震災編第3部第1章「第4節 初期広報」)を、応急復旧期にあっては、(震災編第3部第2章「第3節 広報・広聴」)を準用する。

第3節 応援要請

(震災編第3部第1章「第5節 応援要請」)を準用する。

第4節 救助・医療

(震災編第3部第1章「第6節 消火・救助・警備」及び「第7節 医療救護」)を準用する。

第5節 二次災害防止

(震災編第3部第1章「第9節 二次災害防止」)を準用する。

第6節 緊急輸送

(震災編第3部第1章「第10節 輸送・交通確保」)を準用する。

第7節 避難所の運営

(震災編第3部第2章「第2節 避難所の運営」)を準用する。

第8節 飲料水・食料・生活必需品の供給

(震災編第3部第2章「第4節 飲料水・食料・生活必需品の供給」)を準用する。

第9節 保健衛生活動

(震災編第3部第2章「第5節 保健衛生活動」)を準用する。

第10節 災害時要援護者対策

(震災編第3部第2章「第6節 災害時要援護者対策」)を準用する。

第11節 行方不明者・遺体の取扱い

(震災編第3部第2章「第7節 行方不明者・遺体の取扱い」)を準用する。

第12節 ごみ・し尿・がれき処理

(震災編第3部第2章「第8節 ごみ・し尿・がれき処理」)を準用する。

第13節 建築物・住宅応急対策

(震災編第3部第2章「第9節 建築物・住宅応急対策」)を準用する。

第14節 ライフライン・公共施設の応急復旧

(震災編第3部第2章「第10節 ライフライン・公共施設の応急復旧」)を準用

する。

第15節 応急教育

(震災編第3部第2章「第11節 応急教育」)を準用する。

第16節 応急保育

(震災編第3部第2章「第12節 応急保育」)を準用する。

第17節 災害救助法の適用

(震災編第3部第2章「第13節 災害救助法の適用」)を準用する。